

実証試験結果報告書の試行的な検証結果

実証試験結果報告書については、客観性・第三者性を確保しながらも、広報媒体としての有効性・妥当性を高めるため、平成24年度より、実証試験結果検証小委員会を設置し、実証試験結果報告書の作成要領（参考資料2）とそのチェックリスト（参考資料3及び4）を活用した、試行運用を行うことにより改善を図ってきた。

また、広報資料については、各技術分野の特性を踏まえつつ、資料の分量を減らし、実証申請者等における営業資料として使いやすいものとするため、本年度よりご協力いただける技術分野を対象に、試行的に実証試験結果報告書概要部分の様式を見開き2ページ程度の個票形式に切り替えることを検討した。

この結果、実証試験結果報告書の有効性や妥当性に関して更なる改善が見られた一方、以下の課題が抽出された。

参考：本資料における『適切性』、『有効性』、『妥当性』の定義：

- ・技術的適切性：資料に間違いや齟齬がなく、資料の狙いを適切に読者に伝えることができるか？
- ・有効性：「『第三者実証』の趣旨を体現した、実証試験結果の正確な報告」と「実証済技術や当該技術分野の普及拡大」を両立可能な実証試験結果報告書及び実証冊子を目指す上で、当該資料が十分な効果を上げることが期待できるか？
- ・妥当性：使用される場面や用途等を想定した場合に、当該資料がその目的を達成することができるか？

項目	検証作業の中で出された課題	対応方針
全体	1．報告書作成要領の位置づけについて ・報告書作成要領を実証試験要領にそのまま盛り込むには、分野ごとに内容を吟味することも必要。 ・今年度実証試験要領の改定を行わない技術分野もあり、その場合、次年度の実証試験要領に盛り込むことが困難。	・次年度の報告書の検証においては引き続き作成要領を内規的な位置づけで扱う。 ・平成27年度以降の対応については、(1) 過年度と同様に内規的に扱う、(2) 技術分野ごとに内容を吟味して実証試験要領に盛り込む、(3) 事業実施要領に盛り込むの3案について、各実証機関で各々の得失を検討いただいた上で、次年度十分な議論を行う。 ・作成要領中で「必須事項」と「推奨事項」の2区分に分けた経緯・考え方について、次年度作成要領に追記する。
	2．概要編の様式見直しについて ・実証申請者は以前の概要版を前提に手を挙げており、早急な切り替えを行うと問題が生じるおそれがあるのではないか。	・次年度も今年度と同様、ご協力いただける技術分野のみを対象に、試行的に個票形式への切り替えを図る。

項目	検証作業の中で出された課題	対応方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書概要編には、「技術間の比較検討のために用いる」という用途もあり、学会・展示会等で大量に配布するものと位置づけが異なる場合もあるのではないかな。 ・生物生息環境の改善を目的の1つとした技術分野では、過度に情報量を制限すると、却って技術ごとの特徴が見えにくくなってしまわないかな。 ・技術分野ごとの特性を踏まえつつ、用途に応じて臨機応変に対応できるようにしておいた方がよいのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降の様式や事業全体での<u>統一的な対応のあり方については、次年度の学会・展示会への出展等における2ページの個票形式への評価を踏まえつつ、各実証機関と十分な議論を行って決定する。</u>
→ 目次	<p>3．目次について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一を要請していた大項目のうち、「<u>1．導入と背景</u>」については、<u>読者にとって意味を掴みにくい。「1．実証試験の概要と目的」のほうがわかりやすいのではないかな。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度作成要領においては、目次の大項目に関して、ご指摘のとおり修正する。
∞ 実証全体概要	<p>4．システム図、フロー図、写真等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚的な概要図等が入手できない場合、実証申請者に対し情報提供を求めたとしても、<u>統一的な表現が難しく、視覚的に差が生じ公平性に欠けるおそれがないかな。</u> <p>5．実証対象技術のメリットについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、実証申請者からいただいた技術情報を基に引用しており、また、実証されていないことも踏まえると、客観的な観点で、慎重な対応が必要ではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚的な概要図等が入手できない場合の水準に合わせた規定とすると、却って技術分野全体の普及拡大に結び付かないおそれがある。例えば、<u>機密情報等の理由でシステム図、フロー図、写真等が提出いただけない場合、他の実証済技術と見え方が異なる点について、実証申請者の了承を得ることができないかな等も含め、次年度、対応可能性を検討する。</u> ・上記1．の検討において、技術分野ごとに作成要領の内容を吟味し、実証試験要領への盛り込みを検討する中で、<u>どの程度の対応の柔軟性が必要かを把握した上で、必要に応じて次年度作成要領の規定を変更する。</u>
∞ 考察	<p>6．考察について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「考察」ではないものの、実質的に考察である場合も多く、引き続き考察とできそうな箇所を前向きに検討するべきではないかな。 	